

第 5 回医療・介護ワーキング・グループ（令和 3 年 11 月 17 日開催）  
の資料 3 - 1（事務局提出資料）を踏まえた厚生労働省回答

第 2 回医療・介護ワーキング・グループ

議題 1. 医療・介護関係職のタスク・シフト/シェアについて（フォローアップ及び新規）

委員・提案者からの主な指摘等 (再掲)	厚生労働省の意見 (再掲)	今後の論点（事務局案） (再掲)	厚生労働省の検討・対応状況 (厚生労働省からの回答)
<p>【看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組（フォローアップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為に係る看護師の研修制度の修了者数が著しく伸び悩んでいる。研修に要する時間や費用の問題もあるが、当制度が現場に本当に役立つものなのかということも考える必要。</li> <li>・ 在宅医療等を支える看護師など一定の領域については、医師の指示なしに限定的な診療行為を自律的に実践する看護師（ナース・プラクティショナー、NP）の養成について、アメリカなど NP 先進国の取組を学ぶ必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為研修修了者の方がどのように役に立っているか、活躍されているか、そういったことも調べながら制度の見直しや、御意見を伺うことを繰り返し行っている。</li> <li>・ NP 制度については、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」における議論や、タスク・シフト/シェアの取組状況等を踏まえ、引き続き検討を進めていく。また、同制度に係る海外の状況については、担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも、看護師ないしその所属先医療機関にとって、特定行為研修を受講するインセンティブの十分性について再検討する必要があるのではないか。</li> <li>・ 2025 年目標の期限も迫る中、厚労省の既存の取組によって目標達成が期待できると考えられるか。仮に、そうではない場合にどのような代替的な方策が考えられるのか、NP 制度（特に、離島、へき地等への対応）を含め、検討を開始する必</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為研修については、受講後、医師にとっても看護師にとっても負担軽減や勤務時間が短縮する効果が実際に認められている。令和 4 年度診療報酬改定においても、修了者を評価する項目が追加された。</li> <li>・ 特定行為研修修了者の目標数や制度に係る方策については、一般の制度見直しの効果や修了者の現場での活動状況に係る調査結果等を踏まえ、引き続き検討していくこととしている。</li> </ul>

<p>【有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑な実施（フォローアップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2 実施計画にある、「有料老人ホームにおける医行為の実態把握」および「看護職員が安心して円滑に医行為を実施できる対応検討」について早急に対応を進め、看護職員が実施可能な具体的行為の明確化を図る必要。</li> </ul> <p>【介護現場における介護職員によるケア行為の円滑な実施（フォローアップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2 実施計画にある、「医行為ではないと考えられる行為の具体的整理」および「ケアの提供体制について本人、家族、介護</li> </ul>	<p>当課において情報収集を行っているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホームにおける医行為に関する調査結果を今年度末にとりまとめる予定。この調査結果等を踏まえ、次期（第9期）介護保険事業計画に向けて、令和4年度以降、必要に応じて関係審議会等で審議するなど、検討を進める予定。</li> <li>・施設サービスを提供されている多くの団体に、介護現場の御意見の調査を行ったところであり、年度内を目途に急いでこれ</li> </ul>	<p>要があるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホームにおける医行為であって看護師が行うものについて、現場で安心して実践できるレベルまで具体的な整理を早急に完了の上、現場に周知していく必要があるのではないかと。</li> <li>・医行為ではないと考えられる具体的行為を年度内に結論を得て、事務連絡等で明確化する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度調査研究において、看護師による医行為が行われない場合の要因を分析するため、医師の看護職員への指示方法や看護職員に対する研修の実施状況等、実態の把握を行う調査を実施した。調査結果をとりまとめた報告書は、本年4月下旬に公表予定。</li> <li>令和4年度は、看護職員が円滑に医療行為を実施している好事例の収集・整理を行うとともに、令和3年度調査研究の結果等も踏まえ、必要な対応を検討していく。</li> <li>・現在、厚生労働省において調査結果を精査しており、当該調査をもとに関係者からのヒアリングを実施した上で、通知を発出</li> </ul>
---	---	--	---

<p>職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスの明確化」について、早急に対応を進める必要。</p> <p>【通所介護（デイサービス）における医行為の明確化（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護利用者の重度化に伴い、通所介護の看護職員ができる範囲以上の対応を利用者から求められる状況が生じている一方、通所介護における医療ニーズ者への対応が不明確であるため、安心したサービス提供に支障をきたしている。療養通所介護施設数が極めて少ないことも踏まえれば、通所介護が医療ニーズの受け皿として機能するよう環境整備を行う必要。</li> </ul>	<p>を示したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、看護小規模多機能型居宅介護や療養通所介護、通所介護と訪問看護の組合せ等により、利用者の医療ニーズに対応している。通所介護では日常的な医療ニーズに対応しており、必要に応じて、看護職員の加配や外部医療機関との連携等も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の要望の背景には、各地域において、介護利用者の医療ニーズが十分に満たされていないことがあると考えるべきか。看護小規模多機能居宅介護（全国で827箇所※）、療養通所介護（全国で86箇所※）でニーズは満たされていると考えることが妥当か、再検討が必要ではないか</li> </ul> <p>※介護給付費等実態統計（令和3年4月審査分）の請求事業所数。なお、通所介護は全国で24,354箇所、地域密着型通所介護は全国で18,896箇所。</p> <p>※例えば、沖縄県では、看護小規模多機能居宅介護は2箇所、療養通所介護は0箇所（出所：前者＝介護給付費</p>	<p>する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ニーズのある要介護者の在宅生活を支えるに当たっては、看護小規模多機能型居宅介護の利用や、ケアマネジャーがケアプランを作成する際に、通所介護・療養通所介護と訪問看護とを組み合わせる等により、利用者の医療ニーズ等に対応している。（訪問看護の事業所数は全国で13,679箇所 出典：介護給付費等実態統計（令和3年12月審査分））なお、看護小規模多機能型居宅介護については、地域医療介護総合確保基金において、事業所開設等に係る整備費の支援を行っている。</li> </ul> <p>また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備について、引</p>
--	---	---	---

<p>【在宅医療における薬剤師への タスク・シフト／シェア（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師は点滴薬剤の交換・充填、褥瘡への薬剤塗布ができないため、在宅医療において、薬剤師が医薬品の配達後に医師や看護師等が訪問するまで薬剤を使用できず、速やかな患者ケアに支障をきたしている。薬剤師による診療補助行為の実現に向けた検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズがあれば見直しをする必要もあるかと思うが、現状では薬剤師は医師の指示のもとで診療を補助する立場として規定されておらず、まずは今年度中を目途に医療関係団体に御意見を伺っていきたい。</li> </ul>	<p>等実態統計（平成 31 年 4 月 審査分）、後者＝平成 27 年 介護サービス施設・事業所 調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師による診療補助行為に関するニーズを検討し、早期に具体化を図る必要があるのではないか。</li> </ul>	<p>き続き取り組んでいく。</p> <p>さらに、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為について、関係者からのヒアリングを実施した上で、介護職員等が実施できる行為について、通知を発出予定。</p> <p>介護利用者の医療ニーズについては、引き続き、実態把握に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師による診療の補助について、医療関係団体に御意見を伺っているところ。</li> </ul>
--	--	---	---